

平成 23 年度 税制改正のあらまし

平成 23 年度税制改正法案は、当初の法案から一部を切り離れた「現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が 6 月 30 日に公布された。それ以外の法案については、継続審議として先送りされているが、依然として不透明な状況である。

今回は、6 月 30 日に公布された法律から、法人会会員に関係がある主な法律について掲載している。

(各法令の適用に当たっては、下記リンク先の国税庁ホームページ『平成 23 年度法人税関係法令の改正の概要』をご覧ください。)

国税庁ホームページ>税について調べる>パンフレット・手引き>平成 23 年度 法人税関係法令の改正の概要
(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2011/01.htm)

中小法人軽減税率の引下げ

中小企業の所得金額のうち、年 800 万円以下の金額について適用される軽減税率の 18%から 15%への引下げは、現在、各党間で引き続き協議中。

平成 23 年 3 月 31 日までの特例措置である 18%の軽減税率は、現行税率が平成 24 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に適用されるよう延長措置が講じられた。

雇用促進税制の創設

青色申告法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を 10%以上かつ 2 人以上（大企業は 10%以上かつ 5 人以上）増加させた場合に、1 人当たり 20 万円税額控除できる制度を創設（控除限度額：中小企業は法人税額の 20%、大企業は 10%）。

グリーン投資減税の創設

中小企業が、平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内にエネルギー起源 CO₂ 排出削減等に効果が見込まれる設備等を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除（控除限度額：法人税制の 20%。控除限度超過額については 1 年間の繰越可）を適用できる制度を創設（大企業は特別償却のみ）。

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

事業承継税制の適用にあたって、申請会社及びその関係者が風俗営業会社等の株式を一定以上保有してはならないとする要件の見直しが行われ、関係者の範囲を、親族等から、後継者本人、生計を一にする親族等に絞り込み、要件が大幅に緩和された。

租税特別措置の延長等（平成 23 年度税制改正大綱どおりの改正が行われた）

◆法人税の引き下げに伴い廃止・見直しを行うこととしている以下の租特（中小特例を含む）については、平成 24 年 3 月 31 日まで適用期限を延長

- ・ 中小企業等基盤強化税制
- ・ 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・ 商工組合等の留保所得の特別控除

◆平成 23 年度税制改正大綱どおりの改正が行われたもの

- ・ 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減→軽減税率を 1,000 分の 1.5(現行 1,000 分の 1)に引き上げたうえで、適用期限を 2 年間延長（平成 23 年 6 月 30 日から平成 25 年 3 月 31 日まで延長）
- ・ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（中小企業高度化事業）→廃止
- ・ 中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置→1 年間延長（平成 24 年 3 月 31 日まで延長）
- ・ 中小企業高度化事業に係る不動産取得税の課税標準の特例及び納税義務の免除→廃止
- ・ 消費税における免税事業者の要件及び仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し